

荒井（聰）委員（民主党）

（前略）

三位一体論が今非常に盛んになっていますね。私は、三位一体という言葉は、恐らく片山総務大臣がつくられた言葉だと思うんですが、これはいい言葉だと思うんですよ。というのは、補助金と交付税と財源移譲、この三位を一体で改革しなければ改革できないという言葉の意味が込められていると思うんですね。そのとおりだと思うんですよ。

補助金は各省庁が権益として持っているもので、なかなか手放さない。交付税は総務省がなかなか手放さない。あるいは、財源の移譲というのは旧大蔵省、財務省が手放さない。これを二段階、ここまでやったらこれを譲るとか、こういうやり方で二段階でやっていくとやっていたのでは絶対できないですよ。三つ一揃いに、一、二の三でやらない限り、この三位一体の改革というのはできないんですね。

ところが、出てきたものは、財源の移譲についてはどういう形で何の財源をやるのか明らかになっていませんし、補助金についてはどの補助金を削っていくのかということも出ていない。交付税に至っては何ら改革が明記されていない。

私は、交付税の問題も大変問題があると思うんですね。全体の九割以上の地方自治体が交付税に頼らなければ地方自治体として経営ができないというような交付税制度のあり方ということは、銀行がつぶれていく最大の問題であった護送船団方式を全国の町村に行っているのと一緒の状況なのではないか。その意味では、今度の三位一体論というのは非常にいい機会だったと思うんですけれども、出てきたものは残念ながら本当の意味の三位一体になっていないという気がしてならないんですけれども、総務大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

（略）

片山国務大臣

この三位一体の改革は、きょうの夕方の経済財政諮問会議で骨太方針二〇〇三を恐らく決定することになると思いますので、決定されればあすの閣議でそれをまた認める、こういうことになると思います。

そこで、今、荒井委員いろいろお話がございましたが、私は、この骨太方針の中には大きな道筋を書いてもらえば十分なので、それは相当今回はいろいろな議論がありましたが書かれた、こういうように思っております。

国の補助金、負担金の方は、これは大体今二十兆円あるんですけれども、社会保障の関係が十一兆あるんですよ。残りは、公共事業を入れまして、公共事業は約五兆円あるんですよ、それを除くと大体四兆円なんですね。だから、この四兆円を当面のターゲットにして、これについての縮減や、何と申しますか、自由化というのか弾力化というのか、そういうことを図っていく、こういうことですね。

それから、税源移譲の方は、補助金の削減に見合って税源を移譲していく、基幹税を移譲する、基幹税とこうある。これは本当は税目を書くという議論もあったんですが、やは

り政府の税調や各党、与党や自民党の税調との関係もありまして、基幹税と。基幹税というのは、だれが見ても所得課税と法人課税と消費税ですよ。だから、こういうものを移譲していく。今まで財政当局は、税源移譲だとか基幹税の移譲なんというのは頭から受け付けなかったんです。今回はそこまで踏み込んだ、こういうことでございます。

交付税につきましては全体を圧縮していく、不交付団体の人口割合をふやすと。

そこで、私も、三千三百のうち百しか交付税の不交付団体がいないというのはおかしいと思うんです。これは必要な税源を与えていないからなんですよ。しかし、仕事はやらせにやいけませんから、税を与えていなくて仕事をやらせるためには、あと補助金と交付税をやるより仕方がないですよ。税源移譲を思い切ってやれば不交付団体はふえるんですよ。総理も不交付団体が少ない少ないと言われるんですけども、それは税源移譲が不十分だからと私はいつも言っているんです。この状況は本当はよくありません。もっと思い切って地方に税を与えて、仕事に見合った税を与えて交付税を減らしていく、こういうことが必要じゃなからうか、こう思っております、大きな道筋が今回示されましたので、あと、具体的にどうやるかは来年度の予算編成等で固めていく。

そこで、国の補助金、負担金についても、各省かなり今度は意識を変えてもらったと私は思っております、直ちにやめなくても、やり方を大幅に弾力化して地方の使い勝手がいいようにしてもらおう、こういうことを考えておりますので、ぜひ引き続き御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

荒井（聡）委員

私たちの民主党は、補助金を一括交付金の形にしようという考え方を持っております。そのあたりについては後ほどまたいろいろな機会で議論をさせていただきたいというふうに思います。

谷博之議員（民主党・新緑風会）

（前略）

次に、次世代育成の個別施策を推進するための関連個別法の整備について二点お伺いたします。

（略）

二点目は、小児慢性特定疾患対策の法制化であります。

市町村、都道府県の行動計画に盛り込む事業として例示された中には、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進があります。そこで、私は、今回の児童福祉法の改正には当然小児慢性特定疾患の法制化が含まれているものと思っておりました。そうはなっておりません。

振り返ってみると、昨年六月二十八日の小児慢性特定疾患治療研究事業の今後のあり方と実施に関する検討会報告書に沿って法制化の検討を一年以上も続けてきたのでありますが、一向にその進捗状況が見えてきていないのが現状であります。

そこで、児童福祉法を改正するのか、それとも他の既存の法律を改正するのか、あるいはまた慢性疾患や難病対策全般を法制化する新たな法律をつくるのか、そのくらいの方向性はそろそろ示すべきではないでしょうか。

いずれにせよ、三位一体の改革が進む中、財政的な負担規定を明確に条文に入れた法制化なくしてこのままの扱いが続くならば、義務的事業とはみなされず、補助金削減の対象となることは必至であり、小児慢性特定疾患の子供を持つ親たちの不安は一層募ってくることは明らかであります。

そこで、こうした不安を一日も早く解消するためにも、早急にこの問題についての結論を出すべきであります。この点についての厚生労働大臣の明確な御答弁をお願いしたいと思います。

また、いわゆる難病対策については、今年度から制度的補助金化されたわけですが、義務的経費ではない以上、制度の恒久化ではなく、再び補助金が削減される心配もあるのであります。そこで、この点についての財務大臣の御見解もお伺いしたいと思っております。

最後に、幼保一元化に関連して伺います。

言うまでもなく、子供の視点に立てば、保育と幼児教育の内容に違いは全くありません。本日閣議決定された経済財政運営の基本方針、いわゆる骨太の方針二〇〇三では、児童の視点に立って、就学前の教育・保育を一体としてとらえた総合施設の創設を平成十八年度までに検討するとしています。また、六月二十三日の衆議院予算委員会では、小泉総理は、幼保一元化の実現に向け平成十六年度予算の編成から積極的に取り組む考えも表明しています。

そこで、この総合施設の意義、ねらいと、今後の検討、実施の具体的日程、そしてまたこれらの財源については現時点でどのように考えているのか。さらにまた、幼保一元化と関連して、国が保育所運営費負担金として支出している約四千二百億円の補助金を削減するとの議論もあるのであります。今回の骨太の方針ではそうしたことについて明確な方

向性が示されていないのでありますが、そこで、この問題についてどのように対処するのでしょうか。そしてまた、既存の幼稚園と保育所は今後とも現状のまま存続させるつもりなののでしょうか。これらの諸点について、経済財政担当大臣の明確な御見解をお伺いしたいと思っております。

財務大臣は、六月二十三日の衆議院予算委員会で、三位一体の改革における義務的事業の税源移譲について、二〇%ぐらいは地方行政全体で経費を見直していただきたいと答弁していますが、それでは、義務的事業の一例としての保育所運営費において一体どこに二割を切り詰める余裕があるのでしょうか。あるとするならば、財務大臣の具体的なアイデアを教えてくださいたいと思っております。

そしてまた、厚生労働省は幼保一元化について消極的と聞いていますが、内閣不一致とならぬよう、厚生労働大臣の前向きな御答弁をお聞かせいただきたいと思っております。

民主党は、子ども省を設置し、幼保一元化を進め、多様な保育サービスの提供体制を整備する一方で、地方にも五・五兆円の税源移譲を進め、二十兆円の国庫補助金を一括交付金化することを検討しております。新たな総合施設の所管としての子ども省設置の必要性について官房長官はどうお考えでしょうか。

最後に、縦割りの弊害を解消せず、税源移譲も先送りして、ただ計画の策定だけを義務付けるだけでは、全く実効性に乏しい子育て支援策になるのではないかと私は憂慮しております。そこで、こうした私の懸念を小泉総理大臣に是非伝えていただくよう官房長官にお願いをして、私の質問を終わりとさせていただきます。

坂口国務大臣

(略)

小児慢性特定疾患対策の法制化についてお尋ねがございました。

小児慢性特定疾患の治療研究事業は、慢性の病気がある子供の健全育成に関しまして重要なものと考えております。この事業の開始以来、四半世紀が経過をいたしまして、本事業を取り巻きます状況も大きく変化しましたことから、その在り方について、専門家や患者代表の皆さんにより検討会を設置をいたしまして御議論をいただきまして、昨年の六月に、将来にわたり安定的な制度として本事業を確立していくことを求める報告書が取りまとめられたところでございます。

厚生労働省といたしましては、この報告を踏まえて、事業の安定的な運営が図られるよう、その在り方につきましてこれまでも検討を進めてきたところでありますが、今後も鋭意検討を進めたいというふうに思っております。平成十六年度からは成案が得られるように努力をしているところでございますので、また御理解をいただきたいと思っております。

最後に、幼保一元化についてのお尋ねがございました。

多様化する子育てニーズに対応するために、地域の子育て資源を総合的かつ効率的に活用することが重要であることも事実でございます。少子化が進行する地域におきましては、その実情を踏まえまして、保育所と幼稚園の相互の連携をより一層強化することが必要であると考えております。

一方、本日閣議決定されました骨太の方針二〇〇三年におきましては、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の設置を可能とすることについて、平成十八

年度までに検討を行うことといたしているところでございます。

保育所と幼稚園の関係につきましては、我が国の次代を担う子供たちの幸せを第一に考えまして、そして総合施策の検討を進めることが重要であるというふうに考えております。

厚生労働省は後る向きではないかというお話がございましたが、決してそんなことはございませんで、文部科学省とより積極的に一元化に向けて努力をしていく決意でございます。

塩川国務大臣

いわゆる難病対策についての補助金でございますけれども、これは義務的経費には該当いたしません、平成十五年度におきましては厳しい財政状況のもとで、対前年度比三十億円という大幅な予算の増額をいたしております。

さて、平成十六年度予算につきましては、厚生労働省と予算要求について協議をした上で決定いたしたいと思っております。

また、保育所等の運営について、一体どこに二割を切り詰める余裕があるのかという御質問でございます。

私が申し上げましたのは、財源移譲に当たりまして、義務的な経費につきましては総体として二〇%近く節約していただきたいということを申し上げております。それは、一つは、この五年間を経過を見ましたならば、国の税収が一五%落ち込んでおるといことが一つでございます。それと、さらに、まあこの五年間におきます諸物価等の言わば低減、下落が約五%近くございますので、合わせまして二〇%近くは検討していただきたいと思っておりますのでございまして、これは一般論として申し上げたものでございます。

したがって、個別については申し上げておりませんが、あえて保育所についての運営についてどうかというお尋ねでございますので、私はあえて申し上げますならば、今、社会福祉法人の経営しております保育所の経費の合理化というものは非常に進んでおりますけれども、公立の保育所におきますところの特に人件費の比率は民間に比べまして非常に高額であるということは事実でございますので、その点につきましての調整等は十分にさせていただいて、二割ぐらいの削減はできるのではないかと考えておるのでございまして、御努力を是非お願いいたしたいと思っております。

竹中国務大臣

谷議員から基本方針二〇〇三におきます教育・保育の一体としてとらえた総合施設の創設等について一連のお尋ねがございました。

本日の閣議で基本方針二〇〇三、骨太第三弾を閣議決定しておりますが、その中で、新しい児童育成のための体制の整備としまして以下の二点を指摘しております。

近年の社会構造、就業構造の著しい変化等を踏まえまして、新しい児童育成のための体制を整備するという観点から、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の設置を可能とする。第二点は、この実現に向けて関係省庁において平成十八年度までに検討をする、関連する負担金の一般財源化など、国と地方の負担の在り方について並行して検討を進めて、必要な措置を講じるというところでございます。

お尋ねのありました教育・保育一体の総合施設につきましては、したがって、この基本

方針に向けて今後議論を深めて、具体的な制度をつくっていくということになるかと思
います。

また、負担金の削減についてもお尋ねがありましたが、これは正に税源移譲と交付税改
革とともに、正に三位一体として制度化を進めてまいります。具体的には、今後の予算編
成に向けてこの制度化が進んでいくというふうに承知をしております。

さらに、既存の幼稚園、保育所の関係についてもお尋ねがございましたが、これは坂口
大臣の御答弁にもありましたように、総合施設の検討を進めるとともに、保育所と幼稚園
の連携強化を含めた全体について、できることから関係省庁において実施に移されていく
ものというふうに承知をしております。

谷川委員（自由民主党）

（前略）

去る六月の六日に地方分権推進会議が小泉総理に三位一体の改革の意見書を提出をされ、それに基づいて、六月の二十七日に骨太改革第三弾として骨太改革の閣議決定がなされました。

しかし、私は、これを見ますと、この意見書、この三位、骨太改革になった、基になった意見書、どう見てもこれは三位一体の改革ではないというふうに私は思うわけです。特に、一番大事な税源を中央から地方に本格的に移譲するということについては、どう考えても、これを見ますと先送りの表現になっておるわけです。結局、そのために十一人の委員のうち四人が反対、一人が意見を留保したということが意見書に明示をされているわけです。これもおかしい話ですね。

大体、皆で何とか地方分権を進めようということが始まった話なんですよ。ところが、その委員の中でいろいろ意見が違っていて、それだったら何も慌てることないがな。しっかり意見を言い合って、まとめた上で私はやっぱり出していただきたかったなというふうに思いますが、ばらばらで意見出して、閣議で決定するのは、小泉さんかて大変ですよ、それは本当に。まとまったらやっぱりその意見が強くなるんであって、だからその辺のところがやっぱりおかしいということと、また、今、最近、マスコミに聞いていますと、その後、まだ委員同士がけんかしているというんでしょう。だから、これはやっぱりおかしい話だなということを私は思っているわけですよ。これはやっぱりおかしい。

そういうことで、これは去年からのいわゆる骨太、二〇〇二の骨太で一年間掛かっていわゆる国庫補助金と地方交付税と、そして税源を含む財源の配分の在り方ということを一
年掛かって検討して意見書を出しましょうということになったわけですね。だから、一年たっていますから意見書は出たんだと思いますけれども、思いますけれども、いずれにしても、これはどうもおかしいというふうに思いますので、大臣、その点について、今おっしゃっていますが、見解をお伺いをいたしたいと思います。

片山国務大臣

あのね、谷川委員、あなたが言われる地方分権改革推進会議は、三位一体の改革にも骨太方針も何の関係もないんですよ。これは経済財政諮問会議なんですよ。経済財政諮問会議で去年の六月に、一年掛かって三位一体の改革をやりますと、それをこの間、経済財政諮問会議が先週の木曜日に諮問会議で決めたものを金曜日に閣議決定したんで、地方分権改革推進会議はそれについての意見を出しただけで、それが、あなたが言うように全くまとまっていないし、こんなものは一顧だにしていません、諮問会議では。だから問題ない。去年からあるわけじゃないんです。諮問会議なんです。

それで、税源移譲先送りなんて当たり前なんですよ、これから物を決めていくんですから。私は予算委員会か何かで、決算委員会かな、答弁しましたように、基本設計なんですよ。国庫補助負担金を四兆円を削減目標にして、これをやった後、その補てんについては、

したんですよ。だから、職安なんというのは地方事務官だったんだけど、あれは国に
あれしたんです。労働関係が一部地方になりました。これはもう大議論をやって片付いて
いますから。

それから、今の基幹税の移譲は、これがポイントですから、これは断固としてやります
が、額がどのくらい出るか、十六年度が。だから、十六年度が補助金をこのくらいやめて、
このくらいの補てんが要るといえば、どういう税でやるか。そこで、たばこや酒というの
を石さんも言っていますけれども、あれは額に見合って、場合によっては取りあえず初年
度の税源移譲はたばこではどうかというような御提案だろうと私は思いますけれども、我
々は税源移譲の姿勢を示す意味でも基幹税でなきゃいかぬと、こういうふうに言ってお
りますので、十分相談いたします。

谷川委員

是非、我々も応援いたしますから頑張ってくださいますように。どうぞ、大臣、結構で
ございます。

(以下略)

宮本委員(日本共産党)

(前略)

六月二十七日、政府はこの第三次骨太方針というのを出しましたよね。先ほども議論に
なっておりました。ここでは、三位一体の改革だとかこう言って、今後三年間で国庫補助負
担金を四兆円削ると、その削減分の八割程度しか税源移譲しない、こういうふうになって
おります。地方交付税の税源保障機能についても全般を見直し縮小すると。地方分権推進
会議じゃないですよ。これ正に第三次骨太方針、あなたも加わって閣議決定したものの中
でもそういうことを明記していますよ。私、実物をここに持ってきて、この中を紹介して
いるわけですからね。

つまり、これから地方への財政保障を一層削り込むと。一方ではそういうことを決めて
おいて、そして、こういう選択肢を置いて、いやいや選択肢を一つ増やただけですよと、
こう言ったら、これからそこへ追い込んでいくということは明瞭じゃありませんか。違
いますか。

片山国務大臣

三位一体の改革の中身ももう少し勉強してくださいよ。自分流のあれだけ言っては駄目
ですよ。それから、あなたが言うことが正しければ、是非国民の選択であなたの方の考えの
人を増やしてくださいよ。国民の選択ですよ、選挙というのは。是非それはよく分かって
ください。自分の言うことだけが正しい、人の言うことは全然間違いだと、それは全然違
いますよ。

宮本委員

いやいや、答弁になっていないじゃないですか。じゃ、この骨太方針でそういうことを決めていないとおっしゃるんですか。

片山国務大臣

あなた、骨太方針がよく分かっていないんじゃないですか、何のためにやるかということが。国から地方への、地方の自主性や自律性を強化するためにそういうことをいるんな段階を経てやっていくんですよ。一遍にひっくり返るようなことができるわけがない。どうやってやるんですか、それじゃ。共産党の考えを聞かしてもらいたい。

宮本委員

でたらめな答弁をするんじゃないですよ。二十ページに書いてあるじゃないですか。二十ページにちゃんと私が今言ったとおりのこと、書いてあるから言っているんですよ。

片山国務大臣

事が分かっていないじゃない、本質が。

宮本委員

事が分かっていないって、そう書いてあるじゃないですか。いいですよ、そんな、窮地に陥ったらそういうことを言っておまかせ。

片山国務大臣

全然窮地に陥っていないじゃない、ばかばかしいから。

宮本岳志君

そうじゃないですか。ここにそう書いてあるでしょう、じゃ書いていないですか。事務方でもいい。

片山国務大臣

よく知っているよ、そんなことは。

宮本岳志君

書いていないんですか。否定できるんですか。

委員長

どなたが答弁。

林政府参考人

御指摘いただきました六月二十七日の閣議決定におきましては、国と地方との改革につきまして、全般的に改革の考え方、また三位一体改革につきましては、国庫補助負担金の廃止、縮減の考え方、税源移譲の考え方と併せて、地方交付税につきましても今後の対処

方針を記述いたしているところでございます。

宮本委員

そのとおり言っているじゃないですか。書いていることを指摘して、そんなばかな話はないんですよ。もう時間ないですから、時間ないですからいいです。こんなことをやっていたらこれで終わりますからね。

(略)

平成15年7月2日 衆議院 決算行政監視委員会

奥田委員(民主党)

(前略)

財務大臣の方にお願いたします。

先日というか、前は、三位一体改革の方向がどうなるんだろうということで、政府としての結論といいますか、中間的な取りまとめが出る前のことでしたので、片山大臣とともに、三位一体改革のあり方みたいな感じの話を聞かせていただきました。

今、六月末の骨太の方針二〇〇三になるんですかね、その中で地方財源のことも取り上げていただいております。そして、その中で、大きな異論というのはないのですけれども、やはりこの先、見えないといいますか、大変困難な作業になるであろう。三位一体ですから一緒にやるのが当然なんでしょうけれども、そのまず第一の、財源の確保ということのために補助金の見直しということが、地方にとっても、あるいは中央にとっても大切で、そしてまた一つの血の出る作業になっていくだろうと思っております。

そういったことは、資料の中にも方向性、指針というものは書かれておりますけれども、では、具体的にだれがこれをいつまでに取りまとめていくんだらうという、そのところははっきりとは書かれておりません。これは一年ごとの、予算編成前の一つ一つの毎年の仕事として、総理が掲げた四兆円が目標でやっていくことなんだと思いますけれども、
一体、まず補助金の部分だけに絞っても、各省庁が絡む中で、だれがこの補助金の一つのリストアップをしていく作業、これをいつまでにやっていくんだということを、今一応決まっているところ、あるいは大臣自身のお考えでのお話というものを聞かせていただければと思います。

塩川国務大臣

この三位一体の改革というのは非常に困難なものでございまして、しかも非常に幅広い改革の分野がございます。

そこで、一つ考えられますことは、御質問の答えになりますかどうか、補助金の問題に一応数字を絞って、この補助金の中のどれだけの分というので、約四兆円相当ということを一応は想定いたしました、三兆六千億でございますが、これを三年かかって改革してこうということで、それぞれ、これは義務的経費であるとか、それぞれの制約がございますので、その制約をどう変えていくかということがまず大事。それをやらないと分権が実現できませんし、分権に伴って税も一緒に移行さすということになってまいります。

そこで、まず、私たちの方で考えておりますのは、新しい児童育成体制というのは、十六年、十七年、十八年かかりまして総合施設等の検討をしていって、その上において一般財源化していくという方法をとります。

それから、社会保障の問題でございますけれども、これは各種審議会等がございますので、その審議会の結論を待って、一般財源化への方向を打ち出していこうということでございます。

義務教育の方につきましても、両三年度、つまり十六年、十七年、十八年、この間におきまして、義務教育制度のあり方を根本的に検討いたしまして、その上で措置をするのでございますけれども、定額化と交付金化の問題について、とりあえず十六年度に一部これに着手していきたいと思っております。

それから、公共事業につきましても、採択基準の引き上げとか、あるいは補助金の統合、補助対象の重点化等をいたしまして、十五年度中に地方道路整備臨時交付金の運用の改善を図っていききたい。そして、以降、十七年におきまして、これの改正を、具体的に制度化をしていききたいと思っております。

それから、農業委員会、農業改良普及事業等でございますけれども、これは、必置規制の緩和あるいは組織のスリム化等を通じまして、十六年度、十七年度中に交付金化にしていきたい。そして、十八年度におきましては一般財源化にしていきたいと思っております。

交通安全対策特別交付金制度でございますけれども、これは国の関与の縮減を図って、できるだけ十六年度中に交付金に見直していきたい、こういうぐあいに考えておる。

これが大体の予定でございますので、なおこの詳細は詰めていかなきゃならぬと思っております。

奥田委員

いろいろな整備基準とか制度とともにある補助金と申しますか、義務的な負担と申しますか、そういったところは、制度変更、法律改正が必要だという部分の時間のかかるというのはわかりますけれども、そうじゃない、省令と申しますか、政令で補助金率を決めているといったようなものは、ぜひとも、地方の立場からすれば、分権推進一括法の一つの積み残し部分でも財源の問題はあると思しますので、「改革と展望」、今、十八年度中が目標期限だということはありませんけれども、今お答えいただいた内容、すべて頭に入ったわけじゃないですけれども、できるものとできないもの、本当の法改正が必要なものとそうでないものといった中で、少しずつ、削減よりもまず最初にはシフト、移譲の部分でできるものを現実化していただければと思います。

(略)

平成15年7月3日 参議院 内閣委員会

岡田委員（自由民主党）

自由民主党の岡田広であります。少子化社会対策基本法につきまして質疑をお願いしたいと思います。

（略）

次に、十一条であります。保育サービス等の充実ということであつたわけですが、これもまた大変重要な柱の一つだろつと思つております。三位一体の改革、骨太方針というのがこの保育関係に關しましては幼保の一元化、あるいは補助金の一般財源化、これにつきましては十八年度までに議論をするということになつたようですけれども、この幼保の一元化は特区構想の中でも申請というか相談があつていふようです。しかし、この補助金の一般財源化ということになりますと、それぞれの地方自治体から考えますと、地方自治体の中で保育所に対して幾ら、どのぐらいを付けるかという、そういう考え方になりますので、なかなか財政の、豊かという言葉、使つていいのかどうか分かりませんが、財政のある程度、財政のいい市町村はいいですけれども、なかなか地域の格差があつてくるという、そういう心配もないわけではありませぬ。

そういう中で、片つ方で保育サービス等の充実をうたいまして、補助金をやめよう、ということになりますと、充実をうたいながら地方に任せるといふことはどういふものか、これはこれからの議論だろつと思つていますが、そういう中で多様な需要に対応した良質な保育サービス等、休日保育とかあるいは夜間保育、延長保育、一時保育のそういう充実ということがあると思つていますが、この保育サービス等の充実に關してのお考え方を聞かせたいと思つております。

渡辺政府参考人

お答え申し上げます。

厚生労働省といたしまして、先生今お尋ねの保育サービス等の充実に關する基本的な考え方と併せて、昨今の三位一体改革等の議論の流れ等々併せてのお尋ねであつたかというふうにあつております。

近年、子育てニーズが地域の中で様々に多様化してあつていふことは大きな流れであるというふうにあつております。その中で、地域の社会資源、これは保育所のみならず幼稚園、あるいは最近では特に子育てサークルを始めとした様々な地域の子育て支援の取組など様々な動きがあつてまいつております。そうした地域における子育て資源を総合的、効率

的に活用する中で、そしてその中でも保育サービスというものが更にその役割と機能を果たしていけるようにしていく、こういうようなことが基本ではないかと思っております。

幼稚園との問題につきましても、先生御承知のとおり、それぞれ保育所と幼稚園の役割と機能の違い、そしてそれぞれの特色の発揮ということが一方において大変大事な基本であろうと思っておりますが、その上で、地域の中で地域の事情に応じて子供の視点に立って相互の連携を一層強化すると、こういう知恵はないものかということで、ここ数年来様々な工夫がされてきて、更にまた議論が続いていると、こういう状況であると思っております。

今般の骨太の方針におきましても、幼保の一元化ということとは別の切り口であろうとは思っておりますが、総合施設という一つの、教育、保育を一体としてとらえた施設の設置を可能とできるような検討ということが三年程度の時間の中で関係省庁での検討と、こういうことも言われておりますが、いずれにしても、現場の、先ほど申し上げましたニーズと社会的資源、その取組、そういうものを十分踏まえまして、児童の視点に立って検討していくべきものというふうに考えております。

なお、財源面での話で、保育所運営費の一般財源化というお尋ねの部分がございましたけれども、先般の閣議決定におきましては、一般財源化など国と地方の負担の在り方についての検討ということで、私どもは国と地方の負担の在り方というものがどうあるべきかということ幅広く検討させていただくべき性質のものではないかというふうに理解をしております。

待機児童ゼロ作戦を推進しており、また今、次世代育成支援対策推進法案、児童福祉法改正法案などを審議していただいている最中でもございます。次世代育成支援対策に関する一層の政策的努力が求められているという中でございますので、国の関与という点についてもこれが引き続き適切に行われるべきものと考えております。

総じて申しまして、保育サービス等の充実に関連いたしましても、大事なことは我が国の次代を担う子供たちの幸せを第一に考えること、保育施策等が後退することのないようにしていくこと、これが基本であろうかと考えております。

岡田委員

保育サービスの低下を招かないように是非ひとつ御努力をお願いをしたいと思っております。

平成15年7月9日 衆議院 文部科学委員会

森岡委員（自由民主党）

（前略）

次に、私は、骨太の方針第三弾につきまして取り上げたいと思います。

私は、先日、決算委員会でもこの問題を取り上げさせていただいたわけですが、三位一体の改革と義務教育費国庫負担制度について、改めて質問したいと思うわけයි。

新聞などを読んでおりますと、国から地方への補助金を二〇〇六年度までに四兆円削減するということがあちらこちらで報道されております。確かに、骨太の方針の中には、「概ね四兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。」こう書かれているわけです。

ところが、この骨太の方針の別紙を読んでいきますと、「国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から、国の義務付けの縮減、交付金化、統合メニュー化、統合補助金化、運用の弾力化等の改革を進める。」いろいろなことが書かれているわけですね。

そこで質問でございますが、国庫補助負担金の四兆円の廃止、縮減等の改革とは、必ずしも削減だけを意味するんじゃないんだ、国の義務づけの縮減だとか交付金化とか統合メニュー化、統合補助金化、運用の弾力化、その他これにたくいする見直し措置が幅広く含まれているんじゃないか、そう想像するわけでございます。実際には四兆円もの削減を行うことは不可能じゃないか、そんなふう思うわけでございますが、内閣府の御意見を伺いたいと思います。

坂政府参考人

お答えいたします。

ただいま先生御指摘のとおり、先般閣議決定されました基本方針の二〇〇三というものにおきましては、国庫補助負担金の改革につきまして、「国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね四兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。」というふうに記されております。

国庫補助負担金の改革の目的というのは、国の関与を縮小して行って、地方の権限と責任を拡大して、御自分でいろいろ考えてやっていただく、こうしたことがそもそも目的だということございまして、こうした目的を実現していきますためには、廃止、縮減といったことも当然あるわけでございますが、仮にお金を出す場合においても、例えば交付金

化でございますとか、その他を含めまして総合的な取り組みを行う、つまり、国の関与を縮小していくということが重要だというふうに考えているということだというふうに考えております。

以上でございます。

森岡委員

今の御答弁によりますと、結局、四兆円というのは改革の目標額だ、必ずしも削減の目標額を意味するものじゃないという意味だと理解させていただきました。

次に、四兆円のうち、大半は義務教育費負担などで、公共事業補助金は一部にとどまるというような、こういう書き方をしている新聞もございます。ほとんどの新聞が、義務教育費国庫負担金などが補助金削減の対象になるんだと書かれているわけでございます。あたかも三兆円近い義務教育費国庫負担金のすべてが四兆円の中に含まれるような、そういう書き方をしているわけでございます。

これらの新聞報道は本当なのかどうか、私は誤りがあるんじゃないかなと思うわけでございます。続いて内閣府の坂さんに御質問するわけでございますが、四兆円はどの補助金をどれだけ見直すということ、これは予算編成の中でこれから具体的に決まってくるものだと思いますけれども、そのように理解していいわけですね。必ずしも義務教育費国庫負担金が入るといっていいわけじゃないというふうに理解していいわけですね。

坂政府参考人

お答えいたします。

国庫補助負担金の廃止、縮減等の改革につきましては、まず対象でございますけれども、いわば補助金全体で、現年度でいいますと、特別会計を含めまして二十・四兆円というスケールになるかと思いますが、それが改革の対象でございます。その中で広範な検討をしていくというのがまず原則でございます。

ただ、その中で、重点十一項目というふうに、ややその中でも重点だよと指摘しているのがございまして、その辺が別紙二の方にも書いてあるわけでございますが、この十一項目のうち、また若干ややこしいのですが、公共事業以外で十一項目ですと三・六兆円になるわけでございますが、それについて重点的に見直しを行う。この十一項目につきましては別紙二に詳しく具体的なことが書いてございますが、それと同時に、公共事業につきましては、重点項目というふうに挙げてあるものも含めまして、行財政の効率化等の観点からも改革に取り組んでいく。そういうのを全部合わせまして、補助金全体としておおむね四兆円程度を目途に改革を行うという仕組みになっているかというふうに思います。

したがって、四兆円の具体的な内容につきましては、今申し上げた範囲の中で検討をこれからいたしまして、そもそも今般、国庫補助負担金等整理合理化方針というものが添付されておりますので、そこで示された、大体、十八年度までにとり、そういうふうにして書いてあるわけでございますが、その十八年度までの改革工程に沿って広範な検討をさらに進めて具体化をしていく、こういう手順になるかと思っております。

森岡委員

ということは、義務教育費国庫負担金の全額が当然この補助金の削減の中に含まれているんじゃないということですね。これからの検討課題だということだと受けとめさせていただきました。

私は、この義務教育費国庫負担金の制度、義務教育は国が責任を持ってやらなきゃいかぬのだというこの原則を絶対崩してはいけないという立場から、くどくどとこういう質問をさせていただいているわけでございます。

そもそも、平成九年の地方分権推進委員会の第二次勧告、そしてまた平成十年の地方分権推進計画の閣議決定において、生活保護と並んで、「真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野」というふうにこの義務教育費国庫負担金制度を位置づけておったわけでございます。

にもかかわらず、私は、総務省の林さんに伺いたいわけでございますけれども、片山総務大臣は、昨年五月、片山試案なるものを出されました。そのときから、この一番でかい義務教育費国庫負担金の廃止を考えておられたようにお見受けするわけでございますが、総務省はなぜ私が先ほど言いました地方分権推進計画を覆してまでこの義務教育費国庫負担金の廃止にこだわるのか、私にはわからないわけでございます。もっと、公共事業とか産業振興の補助金の廃止、そちらの方へ求めたらいいじゃないか。なぜ、国がやらなければいけない義務教育、教職員の給与は国が責任を持って措置するんだというこの制度に手をつけなければいけないのか、そのところを総務省の方に伺いたいと思います。

林政府参考人

お答えを申し上げます。

義務教育費国庫負担制度についてでございますが、確かに、御指摘をいただきましたように、平成十年の五月に閣議決定されました地方分権推進計画におきましては、国庫負担金を、真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野に限定すべきということで、その例示として義務教育が挙げられておったことは事実でございます。

しかし、その後、御案内のように、昨年六月二十五日に閣議決定をされました経済財政運営と構造改革に関する基本方針におきましては、国庫補助負担金全般につきまして、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する観点から、いわゆる国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討すべきこととされたわけでありまして、その中では、国庫補助負担金の見直しにつきまして、教育分野を含めまして幅広く検討をする必要がある、こういうこととされたわけでございます。

先ほど来御答弁の中でも触れられておりますけれども、去る六月の二十七日に閣議決定されました基本方針二〇〇三におきましても、国庫補助負担金につきましては、広範な検討をさらに進めて、廃止、縮減等の改革を行うこととされておりまして、国庫補助負担金等整理合理化方針におきまして全般にわたるあり方の見直しの基本方針が明らかにされております。

その中では、公共事業や産業振興を含めまして、各分野にわたる重点項目につきまして改革工程が示されたところでありまして、今後、私どもといたしましても、この閣議決定に沿いまして国庫補助負担金のあり方について広範な検討を進めていく必要があるものと考えているところでございます。

森岡委員

文部科学大臣に伺いたいと思います。

昨年十二月の三大臣合意というものがございました。今度の骨太の方針の中には、この三大臣合意の上に「中央教育審議会において」という言葉が入りました。これをどんなふうに考えておられるのか。十八年度までに結論を出す、こういうふうにも書かれておりますけれども、「中央教育審議会において」、こういう文言が入ったことによってどう変わっていくのか、大臣の御所見を伺いたいと思います。

遠山国務大臣

まず、森岡委員が先ほど来お話しになっております義務教育については、国がしっかり責任を持ってその水準を維持すべしという御意見には全く賛成でございます。当然ながらその考え方のもとに、いろいろ外側からの話がありましたときに対応してまいったわけでございます。先般の義務教育費国庫負担法の一部改正に御賛同をいただきましたけれども、その成立の過程で、この委員会において、与野党を問わず、義務教育費国庫負担制度の根幹は維持すべしということについてお話がございました。そういうことは私どもの仕事の背骨としてしっかりと受けとめているわけでございます。

今御指摘の点でございますけれども、そういうことで、昨年の十二月の三大臣合意から一歩も退いてはいけないというのが私の考え方でございます。いろいろな諸制度を政府として考え直していく、見直しを行うということはいいいわけでございますけれども、その見直しを行う際に、財源論の角度ではなくて、教育論の立場からきっちりやっていく必要がある。そのようなことから、既に中央教育審議会に義務教育制度のあり方についていろいろ御検討をいただくように諮問もいたしたところであり、新たな骨太の方針の二〇〇三におきましては、「中央教育審議会において」というのを入れたわけでございます。教育論の角度からしっかりやっていくということをさらに明確にしたと私は考えております。

世界の中で冠たる日本の義務教育でございます。これを崩すことは簡単でございますが、崩してはならない、非常に大事なものだ、そういう姿勢でこの問題に対処していくつもりでございます。

森岡委員

文部大臣の今の御答弁を聞きまして、私もしっかりと受けとめさせていただいて、激励しておきたいと思います。

財務省と総務省に伺います。

今の遠山大臣の御発言を受けて、骨太の方針の中では、中央教育審議会の検討を踏まえて検討しなければならない、こう書いてありますけれども、今遠山大臣の御答弁にありましたように、中央教育審議会の検討結果を尊重するつもりがあるのかないのか、財務省と総務省、それぞれ伺いたいと思います。簡単に御答弁をお願いしたいと思います。

杉本政府参考人

お答えさせていただきたいと思います。

私どもといたしましても、義務教育につきましては、単に財政的な観点だけではなく、保護者とか地域の期待にこたえたよりよい義務教育をどうやって実現していくかという観点が重要だと認識していることは申すまでもございません。

義務教育国庫負担金のあり方につきましては、先生御指摘のように、財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三において重点項目として取り上げられているところでございます。いずれにいたしましても、この基本方針二〇〇三で指摘されているように、中央教育審議会における検討も踏まえながら、義務教育国庫負担金制度の見直しについて国民的な議論が十分尽くされていく必要があるものと考えております。

林政府参考人

お答えを申し上げます。

私どもといたしましても、義務教育の重要性につきましては十分に認識をいたしているところでございまして、去る二十七日に閣議決定されました基本方針の中におきましても、御指摘のように、「中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成十八年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。」こういうこととされているところでありますので、この方針に沿って対応してまいる所存でございます。

森岡委員

財務省、総務省ともに、財源論からだけではなく、教育論からよくこの問題を考えていただきたいということをお願いしておきまして、この問題を終わりたいと思います。

(略)

平成15年7月11日 参議院 予算委員会

福島委員（社民党）

社民党の福島瑞穂です。

（略）

ところで、日本における地方分権は、機関委任事務の廃止と、それから財源移譲が車の両輪となるべきであると言われております。

それで、今回、済みません、資料配付をお願いいたします。

今度、ちょっと見にくくて済みませんが、この十五年度予算一般会計で、公共事業関係費、文教・科学振興費、社会保障関係費とありますが、どこから四兆円削減されるのでしょうか。

塩川国務大臣

大体十一項目にわたりまして地方分権推進会議から御指摘がありました分がございまして、これはもう既に説明するまでもない、あなた時間ないからね、もう分かっているでしょう。

だから、その中で見ていただいたら分かると思いますが、その中の四兆円を三年掛かって改革するということであります。

福島委員

ただ、四兆円の根拠が分からないことと、現在、社会保障費とそれから文教・科学振興費から削減がされてしまうのではないかと大変危惧があります。

ところで、補助負担金の廃止、縮減と財源移譲は同年度で行うのでしょうか、それとも年度が違うのでしょうか。というのは、自治体は一日も行政サービスを休むことはできません。縮減はされる、しかし財源移譲はまだ来ないということになれば地方自治が死んでしまうので。いかがでしょうか。

片山国務大臣

今、委員の資料は十七兆五千億円、あれは一般会計だけですから。普通は道路特会なんか入れますから二十兆二千億なんですよ。それはちょっと違いますからね。

そこで、今の三年間で約四兆円の補助金・負担金改革をやる、これは単年度ごとにやっていますね、十六年予算編成から。それが幾らになるかによって税源移譲は考えていく

んですよ、税源移譲は。そこである程度まとまらないと、ちまちまちま、こちょこちょこちょ税制改正やれない。だから、場合によっては特例交付金みたいなものでつないで、まとめて税制改革をやる、税源移譲していく。それは地方に余分な負担転嫁をしたり、心配がないように、これは十分、財務省その他関係のところと相談してやっていきます。

福島委員

地方分権ということであれば財源移譲、大きな自治体であれば財源移譲、小さなところだとこれは交付金もきちっとやらないと行政サービスができません。ずれますと本当に死んでしまうわけですから。その点については、まず縮減ありきではなくて、まず財源移譲、交付税ということをよくお願いします。

ところで、財源移譲に関して、八割程度あるいは全額という議論があります。これはどちらなのでしょう。

片山国務大臣

これは、それは委員ね、私と塩川さんに別々なことを言わせようと思ってもそうはいかないんですよ。これは小泉総理の裁定なんですよ。裁定で、こういうことなんですね。

義務的なものは徹底的に効率化をやって補助制度、その上で全額、その他については補助金の性格や事業を見て精査をして八割を目安にすると。違わないんですよ。ただ、その効率化のところは二割ぐらいを是非してほしいというのが財務大臣のお気持ちですけども、義務的なものは、これは制度なんで、法律その他で縛っているんですよ。これを直さなきゃいけません。

そういうことを含めて、徹底的な効率化をやって、全額は、これは総理の裁定ですから、私や塩川さんの問題じゃないんですよ、小泉総理の問題でございますので、是非御理解を賜りたい。

塩川国務大臣

私と同じだよ。

要するに、義務的経費というのは皆、法律とか政令とか何かで縛ってありますから、これをもう一回見直していくべきじゃないかと、時代が随分変わってきていますから。そして、私の言っているのは、二割ぐらいは節約してもらえないかと。だからその上で全額を、それを保障していくということを言っているんです。

福島委員

いや、それで、その義務的な経費についての削減があると自治体が困ると。やっぱりそれは八割というのと、じゃ逆にお聞きします。義務的経費はきちっと財源移譲するんですね。

片山国務大臣

それはきちっとします。財源移譲というか、税源移譲なんですよ、税源移譲。この税源

移譲が三位一体改革のメインなんです。これをおろそかにして、補助金だけ削るとか、交付税を見直すとか、それだけじゃもう地方泣いてしまいますよ。税源移譲はきちっとやると。これは総理もそう言っておられますし、我々もそう認識しております。

福島委員

では、もう力強いお言葉で、義務的経費についてはきちっと、きちっと税源移譲をするということを確認をいたしました。

ところで、地方税源移譲の際に増税があるんじゃないですか。増税しますか、しませんか。

片山国務大臣

これは私が答えるのが適当かどうか分かりませんが、今の日本の財政というのは大変国も地方も窮屈なんです。恒久的な穴が三十兆以上両方足すと空いているんですよ、フローで。この状況は直さないけません。それはサービスが過剰なのか負担が過小なのか、だから、そこのところはこれから国民的な議論の中でどうやっていくかを決めていく。

私は、場合によったら増税ということもあり得るなと、こう思っておりますが、これは総理の方針もありますから、今後の大きな課題であると、こう思っております。

委員長

時間が参りました。

福島委員

この財源移譲をするときに、消費税を上げて財源ということであれば、これは、税源、ごめんなさい、税源移譲ではないということを申し上げ、きちっとまず税源移譲をすべきであるということを申し上げて質問を終わります。